**平成２７年（フ）第３４６６号**
東京都練馬区富士見台１丁目５－９－305
債務者　亀丸　典明
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４６８号**
東京都東久留米市小山５丁目３－42　コンフォート東久留米Ｊ103
債務者　清水美枝子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４６９号**
東京都練馬区大泉学園町１丁目28－23－201
債務者　笹沼　正己
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４７０号**
東京都葛飾区西亀有３丁目６－１－202
債務者　中澤　孝一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４７７号**
埼玉県本庄市千代田４丁目１－25
債務者　鈴木　美幸（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４７８号**
千葉県八街市八街ほ208－481－101
債務者　山崎　義範
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４７９号**
東京都渋谷区笹塚３丁目21－４　ユースフル笹塚Ⅱ102
債務者　越塩　允勝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４８５号**
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目２－14－306
債務者　井出美和子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４８９号**
東京都中央区月島３丁目28－２－201
債務者　青木瑜莉こと　金　　多希
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９０号**
東京都杉並区上井草１丁目１－８－102
債務者　林　　茂久
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９１号**
東京都町田市玉川学園３丁目25－８
債務者　金澤　礼子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９２号**
東京都江戸川区東葛西６丁目41－７－105
債務者　加藤　　基
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９３号**
東京都杉並区下井草３丁目39－５－201
債務者　小林佑季子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９７号**
東京都江東区亀戸７丁目56－２－105
債務者　斉藤　　順
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３４９８号**
東京都世田谷区桜新町１丁目22－19－Ｓ203
債務者　宮宅　桜子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３５００号**
東京都世田谷区野毛２丁目30－11－402
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部